

第 5 経理の状況

1 財務諸表等

本機構は、通則法第 38 条第 1 項及び第 2 項により、毎事業年度の終了後 3 月以内に監事及び会計監査人の意見を付した財務諸表を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。また同条第 4 項により、文部科学大臣の承認を受けたときは、遅延なく、財務諸表を官報に公告しなければならないとされています。

平成 19 年度決算財務諸表につきましては、平成 20 年 7 月 11 日付で文部科学大臣の承認を受け、同年 8 月 22 日の官報に公告しました。